



熊本県公報

第13433号
令和7年(2025年)
5月16日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

○道路の供用開始	(道路保全課)	1
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	1
○公共測量の実施	(監理課)	1
○公共測量の実施	(〃)	2
○保安林の指定に関する所在不分明	(森林保全課)	2
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づく特定病院の認定	(障がい者支援課)	2
○基本測量の実施	(監理課)	2
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課)	3
○土地改良区の定款変更の認可	(〃)	4
登 載 依 頼		
○令和7年度(2025年度)熊本県警察職員情報総合管理システム保守業務委託契約に係る随意契約の相手方の決定	(警察本部警務課)	4
○第4回県立高等学校あり方検討会の開催	(県立高等学校あり方検討会)	4

告 示

熊本県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)5月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)5月16日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町小宮地字諏訪 4945番1地先から 天草市新和町小宮地字札ノ下 5114番6地先まで	148.9	歩道整備 工事

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)5月16日

公 告

熊本県公告第305号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和7年(2025年)5月16日

熊本県知事 木 村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	県営阿蘇中部地区	平成21年(2009年)3月24日	令和7年(2025年)2月28日	熊本県

熊本県公告第306号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）5月16日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（都市計画）	令和7年（2025年） 4月18日から 令和7年（2025年） 12月24日まで	熊本県八代市の一部

熊本県公告第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県央広域本部宇城地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）5月16日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営大口西部地区確定測量）	令和7年（2025年） 5月12日から 令和8年（2026年） 3月18日まで	宇城市三角町大口地内

熊本県公告第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を益城町役場に掲示する。
令和7年（2025年）5月16日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 所在の不分明な者の氏名
宮崎 ヤエ
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定の予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の指定予定の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和7年（2025年）3月25日付け熊本県告示第222号による。

熊本県公告第309号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項前段及び第33条第3項前段の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。
令和7年（2025年）5月16日

熊本県知事 木 村 敬

病院の名称	病院の所在地	認めた年月日
あおば病院	宇城市松橋町萩尾2037番地1	令和7年（2025年）5月1日から令和10年（2028年）4月30日まで

熊本県公告第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）5月16日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点復旧測量）	令和7年（2025年） 6月1日から 令和8年（2026年）	阿蘇市、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡大津町

2月25日まで

熊本県公告第311号
大津町に事務所を置くおおきく土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。
令和7年（2025年）5月16日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山本 富二夫	菊池郡大津町大字外牧400番地
理事	江藤 恒喜	菊池郡大津町大字岩坂167番地
理事	村上 秀隆	菊池郡大津町大字中島83番地1
理事	林田 敏明	菊池郡大津町大字大林725番地1
理事	永田 敏彦	菊池郡大津町大字陣内54番地
理事	帆保 勇	菊池郡大津町大字下町210番地
理事	坂本 静明	菊池郡大津町大字引水146番地
理事	今村 義和	菊池郡大津町大字灰塚103番地
理事	山部 学	菊池郡菊陽町大字原水3292番地
理事	前田 洋志	菊池郡菊陽町大字原水252番地
理事	南 浩昭	菊池郡菊陽町大字原水5074番地1
理事	鎌田 博昭	菊池郡菊陽町大字久保田1534番地
理事	上田 誠也	菊池郡菊陽町大字久保田409番地2
理事	津堀 昭登	菊池郡菊陽町大字久保田2192番地
理事	志垣 浩一	菊池郡菊陽町大字津久礼581番地
理事	二ノ文 陽一	菊池郡菊陽町大字曲手384番地
理事	眞鍋 豊美	菊池郡菊陽町大字辛川1256番地
理事	藤本 貢	熊本市東区弓削町745番地6
理事	金田 英樹	菊池郡大津町大字大津2106番地1－401号
理事	吉本 孝寿	菊池郡菊陽町大字津久礼1837番地
監事	牧野 悟	菊池郡大津町大字陣内1350番地
監事	野口 善弘	菊池郡菊陽町大字馬場楠420番地
監事	荒木 政雄	菊池郡大津町大字室2051番地2
就任		
理事	桐原 新一	菊池郡大津町大字外牧48番地
理事	村田 敏郎	菊池郡大津町大字錦野594番地
理事	村上 恵一	菊池郡大津町大字中島88番地
理事	大田 黒 淳次	菊池郡大津町大字吹田312番地
理事	児島 清次	菊池郡大津町大字森234番地
理事	日吉 二代	菊池郡大津町大字町6番地
理事	坂本 静明	菊池郡大津町大字引水146番地
理事	岩下 幸一	菊池郡大津町大字新236番地
理事	高木 浩義	菊池郡菊陽町大字原水3545番地
理事	川俣 重美	菊池郡菊陽町大字原水6050番地
理事	笠 達也	菊池郡菊陽町大字原水720番地
理事	村上 正一	菊池郡菊陽町大字久保田74番地
理事	上田 誠也	菊池郡菊陽町大字久保田409番地2
理事	松本 房則	菊池郡菊陽町大字久保田2070番地
理事	大竹 計理	菊池郡菊陽町大字津久礼1971番地
理事	上村 貴彦	菊池郡菊陽町大字馬場楠488番地4
理事	坂崎 実	熊本市東区小山町2051番地
理事	津田 茂行	熊本市東区平山町3309番地
理事	吉本 孝寿	菊池郡菊陽町大字津久礼1837番地

理事	金田 英樹	菊池郡大津町大字大津2106番地1-401号
監事	紫藤 和幸	菊池郡大津町大字陣内1590番地6
監事	上野 勝志	菊池郡菊陽町大字原水2628番地5
監事	大塚 勝二	菊池郡大津町大字室1051番地302号

熊本県公告第312号
阿蘇市に事務所を置く阿蘇東部土地改良区理事長井野孝生から令和7年（2025年）4月2日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年（2025年）5月9日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）5月16日
熊本県知事 木 村 敬

登 載 依 頼

熊本県警察本部公告第46号
特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和7年（2025年）5月16日
熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度（2025年度）熊本県警察職員情報総合管理システム保守業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部警務課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年（2025年）3月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アクセンディ
福井県福井市みのり四丁目14番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
35,976,600円（うち消費税及び地方消費税の額3,270,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

県立高等学校あり方検討会公告第4号
第4回県立高等学校あり方検討会を次のとおり開催する。
令和7年（2025年）5月16日
県立高等学校あり方検討会会長

- 1 開催日時
令和7年（2025年）5月26日（月）
午前9時30分から正午まで（終了時間は予定）
- 2 会場
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県防災センター2階 201会議室
- 3 議事
(1) 会議の公開・非公開について
(2) 魅力ある学校づくりに向けた取組の検討について
(3) 提言書（案）の検討について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、午前9時00分から午前9時20分まで、当該会議の会場前にいて受付の上、事務局の示に従い、会場に入室することができる。
(2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- 6 非公開の案件
「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準の

アに該当する場合、一部非公開となることがある。

7 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

県立高等学校あり方検討会事務局

(熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課高校魅力化推進室)

電話：096-333-2684